

都市消防委員会
説明資料(2)

平成28年8月30日

住宅都市局

目 次

名古屋市景観計画（案）について

	頁
1 景観計画変更の背景等	1
(1) 背景と目的	1
(2) 名古屋市景観計画の概要	1
(3) 検討経緯	1
2 名古屋市景観計画（案）の概要	2
(1) 名古屋市景観計画の変更箇所	2
(2) 歴史的町並みの保存の方針（新規追加）	2
ア 保存の方針	2
イ 歴史的町並み（4地区）とその景観特性	3
(3) 景観上重要な建造物・樹木及び歴史的建造物の保存活用の方針（記述変更）	4
ア 保存活用の必要性	4
イ 指定など	4
ウ 保存活用の支援	5
3 今後の予定	5

名古屋市景観計画（案）について

1 景観計画変更の背景等

(1) 背景と目的

- ・歴史的な建造物や町並みは、景観に深みと個性をもたらし、地域の景観を特徴付ける重要な役割を果たしていることから、それらを大切に守り育てる取り組みを進めてきたが、その一方で、歴史的な建造物は少しずつ失われ続けており、良好な景観形成を進める上で大きな課題となっている。
- ・そこで、景観法に基づく「名古屋市景観計画」の中に、歴史的町並みの保存や歴史的建造物の保存活用の方針を位置づけることで、景観施策と歴史まちづくりとの連携を強化し、本市の良好な景観形成を推進していくことを目的とする。

(2) 名古屋市景観計画の概要

- ・景観計画は、景観法に基づき景観行政を担う自治体が定める計画。
- ・本市では平成16年の景観法の施行を受け、平成19年に「名古屋市景観計画」を策定。
- ・名古屋市景観計画は、全市域を対象とし、良好な景観の形成に関する基本的な方針や建築行為等の制限に関する事項等を定めている。

(3) 検討経緯

時 期	内 容
平成28年3月	名古屋市広告・景観審議会（諮問）
平成28年6月～7月	名古屋市広告・景観審議会 歴史的建造物保存活用部会で検討（計2回）
平成28年8月	名古屋市広告・景観審議会 景観計画変更（案）（答申）

2 名古屋市景観計画（案）の概要

(1) 名古屋市景観計画の変更箇所

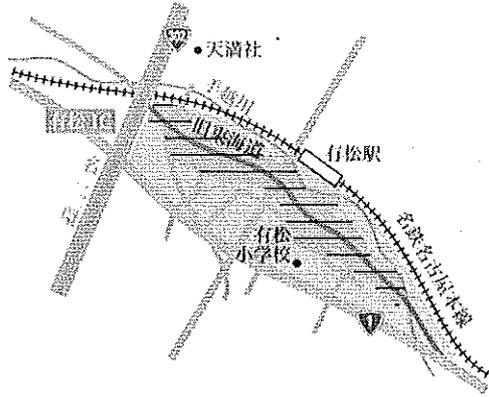
- ・「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」において、「歴史的町並みの保存の方針」を新規追加し、「景観上重要な建造物・樹木及び歴史的建造物の保存活用の方針」の内容を変更。
- ・このほか、今回の変更に伴う用語の統一や記述内容の時点修正など、部分的に記述を変更。

(2) 歴史的町並みの保存の方針（新規追加）

ア 保存の方針

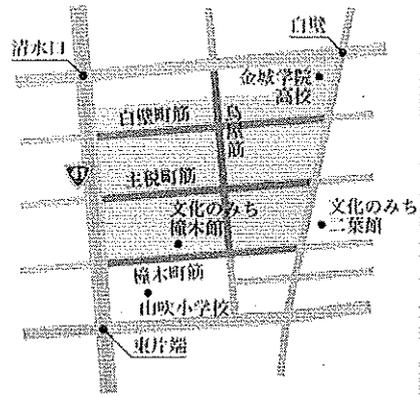
- ・「有松」「白壁・主税・榎木」「四間道」「中小田井」の4地区の歴史的町並みを景観に深みと個性を持たせる貴重な資源として景観計画に位置づける。
- ・数多くの歴史的建造物が残されている有松地区の旧東海道沿いについては、「伝統的建造物群保存地区」に指定し、歴史的町並みの保存・形成をすすめる。
- ・他の地区については、これまでの町並み保存の取り組みを継続し、歴史的建造物の積極的な保存活用に努める。
- ・歴史的町並みにおいては、各地区の景観特性等をふまえて、景観法に基づく「都市景観形成地区」に指定し、届出制度により必要な指導・助言をすることで、調和の取れた良好な景観形成を誘導する。

イ 歴史的町並み（4地区）とその景観特性



有松町並み保存地区

有松地区は江戸時代以来「有松絞」の製造・販売によって発展した旧東海道沿いのまち。塗籠造や虫籠窓、卯建などの特徴を持つ商家が現在も街道沿いに多く残り、近世の染織町の町並みを今に伝えている。



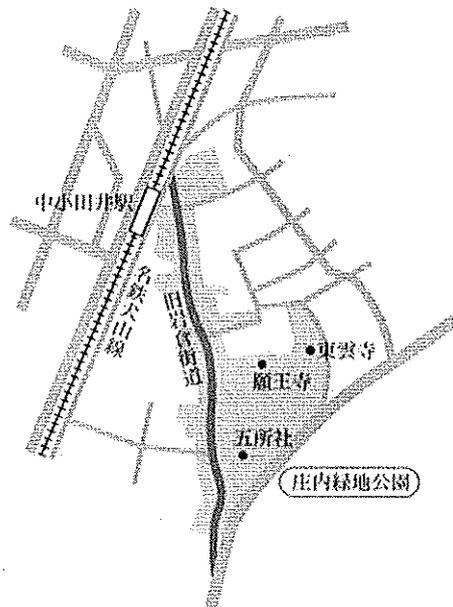
白壁・主税・櫛木町並み保存地区

白壁・主税・櫛木地区は、江戸時代の武家屋敷の地割りを良く残しており、門・塀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代建築が残る美しい町並みを形成している。



四間道町並み保存地区

四間道地区は慶長15年(1610年)に始まった清須越しにともなつてつくられた商人町で、土蔵群と町家が堀川の水運を利用して隆盛を誇った清須越し商人の栄華を今に伝えている。



中小田井町並み保存地区

中小田井地区は岩倉方面から枇杷島の青果市場へ野菜類を運ぶ道としてにぎわった岩倉街道沿いに形成されたまち。現在も町家や土蔵が残っており、街道の歴史を身近に感じることができる。

<凡例>	町並み保存地区	伝統的建造物群保存地区
------	---------	-------------

(3) 景観上重要な建造物・樹木及び歴史的建造物の保存活用の方針（記述変更）

ア 保存活用の必要性

- ・景観上重要な建造物等は、機能性・耐震性に課題があるものが多く、修理・維持管理の費用や手間、担い手不足などの問題もあり、所有者の努力だけで保存活用することは大変難しくなっている。
- ・景観上の価値の高い建造物等を把握し、景観法や都市景観条例に基づく指定などの制度を活用し、景観の保全に必要な措置を講じる。

イ 指定など

景観上重要な建造物	<ul style="list-style-type: none">・良好な景観の形成のために特に重要な建造物については、景観法に基づき、所有者の意見を聴いて「景観重要建造物」に指定する。・このほか、都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値があると認められる建造物を「都市景観重要建築物・工作物」に指定するとともに、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認められる建造物を「地域建造物資産」として登録・認定し、所有者による保存活用を支援する。
景観上重要な樹木など	<ul style="list-style-type: none">・地域の良好な景観の形成に重要な樹木は、所有者の意見を聴き、他法令による保全策と連携を図りながら、景観法に基づく「景観重要樹木」の指定を検討し保全に努める。
その他景観資源	<ul style="list-style-type: none">・樹林地、庭園、史跡旧跡、眺望点などの景観資源について、所有者などへの意識啓発を図り、保存のための緩やかな誘導策や支援策を講じるよう努める。

ウ 保存活用の支援

所有者の保存活用に対する技術的・経済的支援などの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者からの相談に応じて、歴史的建造物の保存活用の専門家を派遣する。 ・保存活用を目的とした改修・修理工事などに助成するほか、「なごや歴史まちづくり基金」を設置し、クラウドファンディングを活用した保存活用事業に対する助成を行う。
多様な主体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史まちづくりにかかわる多様な主体の交流や連携を強化し、ネットワークづくり・情報発信に努める。
人材育成と市民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の保存活用についての専門家や市民サポーターの育成を行うとともに、育成された人材が活躍できるような環境を整えていく。 ・一般市民向けの講座の開催、啓発イベントの実施などを通じて市民意識の醸成に努める。

3 今後の予定

時 期	内 容
平成28年9月～10月	パブリックコメントの実施
平成28年11月	名古屋市都市計画審議会の意見聴取
平成28年12月	名古屋市景観計画の変更・告示

